

令和3年度第1回米子市社会福祉審議会議事録

令和4年3月22日 午後6時30分開会
オンライン会議
(傍聴…ふれあいの里2階 機能訓練室)

1 開会

2 会議の成立宣言

委員10人中9人出席につき、米子市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会議成立

3 会長及び副会長の選任

(石谷主任)

米子市社会福祉審議会条例第5条第1項では、会長が議長となると定められておりますが、この度、新たに委員を委嘱させていただいていることから、現時点では会長が決まっておりませんので、ここまでは、事務局の方で進行をさせていただきます。

米子市社会福祉審議会条例第4条第1項の規定により、当審議会には、委員の互選により、会長、副会長を1名ずつ置くこととなっております。

それでは、立候補いただける方がございましたら挙手をお願いいたします。無いようですので、事務局の方から提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいとの声)

(石谷主任)

それでは、会長には尾崎委員、副会長には角南委員に前回の任期に引き続きお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(賛成の声)

(石谷主任)

御異議無いようですので、会長に尾崎委員、副会長に角南委員が決定されました。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、尾崎会長にお願いした

いと思いますので、よろしくお願いいたします。

(尾崎会長)

それでは、さっそく、議題に入らせていただきます。

会議の公開、非公開及び公表についてですが、本会議の内容から非公開情報に該当するものがないことから、会議は公開とさせていただきます、全文議事録を作成し、ホームページで公表させていただくことを承諾いただけますでしょうか。

(異議なし)

4 議題1 米子市重層的支援体制整備事業について

(尾崎会長)

それでは、議題に入りたいと思います。まず、議題1の米子市重層的支援体制整備事業について、事務局から説明をお願いします。

(山崎室長)

米子市の福祉政策課の山崎といいます。私のほうから、先ほど御紹介いただきましたように重層的支援体制整備事業について、今回は新たに開設をいたします総合相談支援センターを中心にまず御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。そうしますと、画面を共有させていただきます。しばらくお待ちください。では、資料に沿って説明をさせていただきますと思います。目次は飛ばさせていただきます。

こちらの資料ですけれども、事前にお配りした紙の資料にはついていないスライドなのですけれども、急遽追加で入れました。まず、重層的支援体制整備事業というものについて簡単に説明をさせていただきますと思います。社会福祉法の中で定められた事業でございまして、今の分野ごとに相談支援の仕組みというのは分かれていますのですけれども、この既存の分野ごとに分かれています。そういう仕組みだけでは、なかなか支援が難しいケースですとか、そういったものも増えてきておりまして、そういったところにチームとして適切に対応して、伴走して支援をしていくと、そういったことを行っていくための全体的な体制づくりというものが行政に求められております。そういったものが初めて社会福祉法の中に規定をされたというものでございまして、大きくこの上の四角のところに、簡単に説明を書いております。一番上のところが、各支援機関や市役所が包括的に相談を受け止める、つまり、自分の分野を少し越えてでも相談を受け止めるという取組ですとか、あとは受け止めた相談が単独の支援機関だけでは対応が難しい場合は、多機関で共同して支援を行っていくというこ

と。あとは多機関が共同で支援を行う場合は、支援の方向性を定めたプランを作って会議に諮るということ。あとはネットワークの構築ですとか、必要に応じてアウトリーチ、訪問支援ですとか、その人が社会から少し社会的な孤立にある場合などは、社会参加に向けた支援を継続的に行っていくということ。これらの取組がどれか一つだけではなくて一体的に行政が行っていくと、その仕組みづくりを行っていくというそういった事業です。ここに図が描いてあるのですけれども、今言ったような取組が描いてあります。このところに包括的相談支援、包括的に相談を受け止める、その受け止めたものをここに繋いでいただいて、多機関協働事業なのですからけれども、このところでいろいろなところで受け止めていただいた相談を整理して、必要に応じてプランを作って、いろいろなところと共同の支援を組み立てていくというようなもの。あと、必要に応じて社会参加に向けた支援を行うですとか、アウトリーチ、訪問を伴う継続的な支援を行っていくというような事業を行っていくと。この事業自体は必須の事業ではないのです。義務化されているわけではなく、市町村の任意事業なのですからけれども、米子市ではこれに手上げをさせていただいて、令和4年度から本格的に取り組んでいくということになっております。

次のスライドに行きます。米子市では、先ほど説明をしました重層的支援体制整備事業につきましては、その中核的な機関として総合相談支援センターというものを開設するというようにしております。今日はその総合相談支援センターを中心に説明をさせていただくのですけれども、今お示ししているスライドは、総合相談支援センターとほかの分野ごとの相談支援機関の関係を示した図です。簡単に説明をさせていただくと、まず、ここに困りごとを抱えた市民の方がいらっしゃいます。その方は高齢者だとか障がい者、子ども、生活困窮、その他、相談窓口というのは既存の相談窓口がありますので、ここに相談に行かれるケースもありますし、新たに総合相談支援センターというものを米子市が開設をして、ここの中にも相談の窓口を置きますので、ここに市民の方が相談にいらっしゃることもあります。いずれにしても相談の窓口は一つ増える話なのですからけれども、どこの相談窓口であっても相談を包括的に受け止めてつないで、必要に応じてチームによる伴走型支援を行っていく。この一連の流れを作っていくというお話です。もちろん、ここだけで解決できれば、それはそれで問題はないわけですからけれども、各既存の窓口で包括的に相談を受けていただくというお話をしましたけれども、少し分野を越えた相談も受けた場合にここだけで解決は難しいです。こういった複合的な課題ですとか、制度のもしかしたら狭間にあるような課題などもありますので、そこはこの新たに設置をしたセンターのほうにつないでいただいて、ここが整理をしてしっかりとチーム支援を行っていくということです。

この総合相談支援センターについては、もともと米子市が策定しております「地域“つながる”福祉プラン」というものがあるのですけれども、その中でこの構想は掲げられておりまして、プランの中では米子市を7つのエリアに分けて、それぞれのエリアごとにそういったセンターを作っていくという構想が掲げられています。このたびは一つ目のセンターとして、このエリアにセンターを開設すると、場所はふれあいの里の1階になります。この総合相談支援センターの説明をするときに、我々、市民の方に説明させていただくときにこういった説明をしているのですけれども、このセンターというのは福祉のよろず相談所ですという説明を我々の方はさせていただいております。

まず一つ、総合相談支援センターには、機能として総合相談窓口という窓口を設けます。つまりは、分野を問わずどのような相談であっても受け止めますということをここで宣言しております。ですので、市民からの主に福祉の相談という、福祉といっても範囲は広いのですけれども、市民の方からの分野を問わない相談を受け止める場所、そういった意味での相談場所であるということが一つ。

次に、支援機関からの相談もお受けします、というふうに説明をしております。これは先ほども少し言いましたけれども、分野ごとに今相談の窓口というのが分かれておりますけれども、各分野が少し自分の受け持ち範囲を越えて包括的に相談を受け止めていただくということを我々お願いをしたいと思っております。ただ、そういったときにですね、受け止めたはいいけれども、そこだけではなかなか解決しないということがあった場合に、このセンターの方にどうぞ御相談をいただきたいということもお願いをしているところです。

三つ目は、これは市役所の中の話なのですけれども、市役所の中にも、いろいろと分野ごとに課が分かれております。我々は福祉政策課ですけれども、例えば高齢者でしたら長寿社会課ですとか、障がい者の分野でしたら障がい者支援課ですとか、いろいろ課が分かれておりますけれども、こういった市役所の中も横のつながりをしっかり、今はできてないところもありますので、横のつながりをしっかり取って連携をしていくと。その中心となるのが総合相談支援センターになりますので、市役所の各課からもセンターにお話をつないでいただくということを説明しています。

このセンターが担っていく業務の全体図といいますか、こういったことをやっていくかということを示した図ですけれども、まず、福祉の総合相談窓口です。どういう相談でも受けますと。

あとは、チームで支援をしていくにあたっていろいろな関係機関の方をお願いをして、チーム支援会議という会議を行っていくというところ、そういった機能もセンターは持ちます。

あとは、今までは米子市の場合ですと、障がい者支援課という部署がひきこもりの方の相談をお受けしていたのですけれども、こういったものは今度からは米子市の場合は新しいセンターがこういった相談をお受けしていく。

あとは、後ほどちょっと説明もありますけれども、成年後見制度の利用支援の業務の中核機関の役割もこのセンターが担っていきますということになります。

最後に、ここに地域包括支援センターというのを載せていますけれども、これは今回の総合相談支援センターというのは、ふれあいの里にありますふれあいの里地域包括支援センターというものがあるのですけれども、それをこの総合センターの中に包含をする形でセンターを整えております。そういった意味で、既存の地域包括支援センターとしての業務、これも継続をしていくと、センターの中で継続をしていくということになります。

あとは、ここに制度の隙間の支援ということで、どこの分野の機関でもなかなか支援の手が出せないといいますか、どこの制度にもどのサービスにもなかなかあてはまらないような方、ですけれども支援が必要な方、そういった方は、このセンターが中心となって支援を行っていくということです。これらを一体的にセンターが行っていくということになります。一つ一つ説明をしていくのですけれども、少しここは簡単に説明させていただきます。まず一つ、先ほど言いました福祉の総合相談。これは市内全域の市民の方を対象にして、基本的にはどのような相談でもお受けすると。もちろんここで受けして、ここで全てがすぐ解決するということではございません。もちろん、お受けした相談はしっかりとお話を伺って問題を整理して、どういったところが相談に来てくださった方に支援が必要なのかということをしかりと整理をした上で、必要なところにつないでいくですとか、もしくは必要なところを呼んできていっしょにその方の支援を考えるですとか、そういった動き、コーディネートしていくような動きにつながっていくことになります。

あとは支援会議、重層的支援会議の実施ということです。二つ会議の名前を書いているのは、これは法的に少し違う会議でして、やることはあまり変わらないのですけれども、相談者本人さんから個人情報の共有の同意が得られる場合と、場合によっては本人同意が得られない場合があります。例えば支援拒否をしておられる方は、支援が必要なのですけれども本人は支援を望んでいない

ので、なかなか本人同意が得られない、情報共有が基本的に図れないということになるのですけれど、そういった方であっても法の中で守秘義務が課されている会議がありまして、それがこの支援会議なのですけれども、法の中で個人情報の守秘義務が課されることによって情報共有ができるということと、これが逆に言えば本人同意がないと開けない会議、そういった二種類の会議があります。両方とも基本的には、関係者同士でその世帯をどう支えていくかということを検討する会議になります。

それと社会資源開発というふうに書いているのですけれども、これは既存のサービスだとか既存の制度で支援ができれば、もちろんそこにつないでいく話になるのですけれども、必ずしもそうとは限らないわけです。なかなか今使えるようなものがないと。そういった場合にはやはり、ここ「あったらいいなの実現」というふうに書いておりますけれども、必要な資源、社会資源を見つけてくる、もしくはなければつくる、というところまで視野に入れた取組をしていくこととなります。具体的にはこういう一例ですけれども、居場所づくりですとか、当事者会、家族会などそういったところの発足継続支援ですとかそういったことが一例かなと思っております。

一つここで事例を挙げております。これは米子市、この重層的支援体制ですとか、総合相談支援センターというのは本格的に来年度から取り組むのですけれども、今年度は実は試行的に取組を行っております。そういった中で、いろいろなケースに我々関わっているのですけれども、その中の一例です。時間の都合上あまり細かくは説明ができませんけれども、簡単に、実際にこういった動きをしてきましたというところで一例として挙げさせていただきます。ここで挙げているケースは、A子さんという19歳の方と、あとその祖母にあたる方、おばあさんですね、80代の方、このお二人の世帯です。ここに書いてあるとおりなのですけれども、このおばあさんが、この19歳の本人に対して日々暴言や暴行、暴力を行うということで、このA子さん19歳の方がもうそれに耐えられなくなって、近くの派出所に相談をされたというところから、こちらに話が回ってきたというケースです。その後、もともとおばあさんのフレイル予防の関係で包括支援センターの関わりがありましたので、そこも関わって、あとは健康対策課の保健師なども関わってということで、そういった経路で相談があったケースです。このおばあさんとA子さんの世帯ですけども、おばあさんについては暴力だとか暴言があるということなのですけれども、なかなか会話が成立しないというか。こちらからいろいろお話をお伺いしようとしても、なかなか難しいということがありました。A子さん自身は、食事も満足以外に取れていないというような状況でしたので、至急改善の必要があるという状

況でした。そういったことがありましたのでこれを受けて、ここが今回総合相談支援センターとありますけれども、今回の場合は福祉政策課の職員がこの役割になったのですけれども、この世帯については複合的な課題がある。なおかつ制度の狭間にあるというケースだというふうに判断をしまして、いろいろな関係者を集めて、どうしようかという会議を開きました。支援方法、どのようにこの世帯を支援していくべきかということ、この福祉政策課の職員、これは専門職ですけれども、この職員がいろいろと調整をしたと。この世帯と、おばあさんと御本人について、関係機関で役割を決めるところまで行いました。例えば、19歳のA子さんは、おばあさんのところからまず家を出て一人暮らしをするということにしましたので、ではその生活保護の手続きですとか、住居の手配ですとか、そういったことは福祉課のケースワーカーが行いましょうと。あとは、おばあさんが一人家に残ることになりますので、そのおばあさんについては健康対策課の保健師が地域包括支援センターと一緒に訪問して、病院に行くように勧奨しましょう、安否確認もしましょうと、そういう役割ですとか。地域包括センターもいっしょです。あとは、一人暮らしをすることになったA子さんが住居が確保されるまでの間、とりあえずの宿泊先、一時的に入る宿泊先が必要でしたので、その手配は米子暮らしサポートセンター、これ社協さんですけれども、が行いましょうと。福祉政策課は、当面のA子さんが心が落ち着くように相談を受けたり、つないだりとか、あとは全体の調整ですね。ここを福祉政策課が行うということ、それぞれがそれぞれ役割を決めて動いていくということ、そういった取組を行いました。結果、結局この場合はA子さんが家を出て、住居も確保されて今自立に向けて進んでいるということになったのですけれども、引き続きフォローをしているという状況です。もちろん完全に解決ということではないのですけれども、それぞれがそれぞれの役割の下に動いて行って、何とか今は落ち着いているという状況になっています。これは一例ですけれども、このようになかなか、今までですと、もちろんいろいろな分野ごとの機関が連携をしていっしょに動くということはもちろん必要に応じてあったのですけれども、それぞれがどういう役割で動くかですとか、会議をどういうスパンで開いていくですとか、それを中心となって差配する役割というのがなかなかなかった。それがなかなかやりにくところが今まではあったのですけれども、今回は明確に福祉政策課がその役割を担うと。全体的なコーディネートを行うという役割が決まりましたので、比較的そのあたりの連携がスムーズにいったのではないかなというふうに思います。

このあたりは先ほど説明いたしましたので、少し割愛をさせていただきます。センターの役割として、地域包括支援センターの役割が引き続きあるということです。

あとはひきこもりの相談事例です。これはなかなか、御本人さんからの相談もあるのですけれども、家族の方からの相談が多いと思います。ひきこもりの方に対して相談、これについては相談をお受けして、もし可能であれば訪問ですとか、電話・メール等で御本人さんと接触させていただくということを試みるのですけれども、それがかなわなければ、まずは家族支援ということになるかと思います。

あとは、なかなか制度にあてはまらないような問題があった場合の支援です。一例として、例えば先ほどの事例もそうだったのですが、先ほどの事例は19歳という事例でした。この年齢の19歳というところも実は狭間の年齢でして、18歳未満でしたら児童ということで、子どもの支援の担当の部署が関わられるのですけれども、たまたま19歳ということで、なかなかそこも関わりづらいというところもあって、狭間の状態にあったわけですが、18歳以上で、例えば障がいも何もない。けれども少し心配な若者ですとか、ごみを放置している家、ごみ屋敷というものです。このようなものですとか、あとは失業や病気などによる一時的な危機状況ですとか、例えばこのほかにも、障がい者手帳を持っていないのだけれど明らかにそういった疾患が疑われるような方ですとか、そういった方というの、狭間といえば狭間なのかも知れません。そういった方の支援をいろいろな方と協力をして組み立てていくというような役割もこのセンターが担っていくことになります。

それと、役割として成年後見制度の支援です。成年後見制度利用するにあたっての一次相談です。まずは、必ずしも成年後見制度がその世帯にとって必要かどうかということも含めてですね、相談をお受けして、必要な支援につなげていくということもあります。

駆け足で説明をしましたがけれども、総合相談支援センター、一つの総合窓口という側面も中心的な役割としてあるのですけれども、それだけではなくて、やはり、いろいろなところがチームとして相談者に伴走して支援をしていくところを組み立てていくという役割が大きいというふうに考えております。この総合相談支援センターですけれども、開所は4月11日を予定しております。場所は先ほど申しあげましたように、ふれあいの里1階です。このような形でやります。人数をここに載せているのですけれども、今のところは予定ではこういった人数でこのセンターを運営していくということになります。人数が22名ということで多いのですけれども、これは一つは地域包括支援センターの業務をそのまま引き継いでいきますので、その地域包括支援センターを運営していく人員もこの中に含まれていますので、そういった意味でこの人数に

なっております。役割分担として、地域包括支援センターがあるので、高齢者の相談と高齢者以外の相談というものも対応していくということになります。

そうしますと最後にですね、このセンターですけども、先ほども少し言いましたけど、米子市を7つのエリアに分けて各エリアにつくっていくということを構想として掲げております。今回は一つ目で、一つ目ができると同時にですね、もう我々としては2か所目をつくる準備といたしますか、その開設に向けた準備にとりかかる必要があるかなというふうに思っております。目標としてはですね、令和7年ぐらいには二つ目のセンターの開設にこぎ着けたいなというふうに今は考えているところです。時間の関係でなかなか詳しい説明できませんでしたがけれども、私からの説明は以上でございます。では、共有を停止させていただきます。

(尾崎会長)

説明ありがとうございます。委員の皆様から御意見、御質問ありますでしょうか。挙手していただいてもいいし、手挙げマークを出していただいてもいいですが、どうぞ。

(野坂委員)

ずっと今の話を聞いていて思ったところなのですが、まず、7つのエリアというのは、今の包括支援センターのあるエリアをそのように7つに組み替えてあるのだらうと思うのですが、当初、米子市の場合、地域包括支援センターが14あって、いろいろな経緯があって今7に集約されているのですが、この7つ自体が本当にこの7つでいいのかどうかというのは、どこかで検討されたのですか。

それからもう一つ、制度の狭間と言われますけれども、役所間の連携が取れていないから、狭間に落ち込む住民がいるので、役所間のは狭間、役所間各課の連携がまずできているかどうかという、その調整をこの福祉政策課がされているわけですけども、他課はこの状況をどのように、担当されているいろいろな課が、部署があると思うのですが、そこはもう全部市役所の中で共有されて同意されているのかどうか。この2点を教えてください。

(山崎室長)

はい、ありがとうございます。では2点、まず1点目ですね。7つのセンターの話ですけども、7つのエリアの話については、もともとこのもとになっている地域福祉計画、「地域“つながる”福祉プラン」という計画があるのですが、この計画をつくるときに、こちらから案としてお示しをして、その中

で議論をいただいて決定したものです。ただ、もちろんおっしゃるように、もともとその地域の状況ですとか人口ですとか、文化ですとか、そういったことも踏まえて、とりあえずはこれで行こうというふうにはしたのですけれども、状況に応じて、もちろんここは検討しながら慎重に進んでいくということは必要だというふうに思っております。これが100%これでもう絶対に動かないということではないというふうに考えております。

もう1点が、役所間の連携のお話です。これは誠に御指摘いただいたとおり我々としても、ここはある意味危機感のようなものを持っております。役所も福祉保健部という部と、今は新しく、こども総本部という子どもに特化した部ができておまして、そのほかにも市民の皆様から相談をお受けする部署というのはいくつかあるのですけれども、そこがしっかりと連携が取れているかという、必ずしもそうはなっていないです。依然として、たらい回しという問題は御指摘を受けております。我々としてはそこを何とか横の連携といいますか、スムーズに活かしたいと。理念を共有して。もちろん今は道半ばですけれども、そういったことに向けて、例えば庁内の職員を呼んで研修を行うですとか、この重層的支援ですとか総合センターの取組を通じて役所も変わっていくと。この役所が変わっていく旗振り役になっていくということは目指してやって、今もやっているつもりですし、これからもやっていきます。はい、以上です。

(野坂委員)

先ほどもう一つの、担当でたらい回しが起きたというようないろいろな担当がある中が、今のこういう総合相談支援センターをつくられることに関しては省庁間でも、ではその方向でいろいろな課が進むということは同意されているわけですね。

(山崎室長)

もちろんです、はい。全庁を挙げてこれは同意を得ているというものです。

(野坂委員)

同意されて各担当課の方々が出て、例えば膝を突き合わせて会議とかは何回ぐらいあったのですか。

(山崎室長)

会議は、いろいろな階層ごとの会議、例えば課長補佐を集めた会議ですとか、それ以下の係長以下を集めた会議、もしくは管理職の会議。回数は、かなりの

回数やっております。何回というのは今出ませんけれども、話し合う、要はどういうふうに進めていこうかというようなことを協議する場もそうですし、あとは我々が中心となって行っている取組ですので説明をさせていただく場ですとか、重層というのはこういうものだから各課がこういう役割でこれからは動いていくというようなことをこちらから説明をさせていただいたりですとか、そういった場をかなり、庁内の方だけではなくて庁外の方も呼んだものも含めて積み重ねてきたというふうに思っております。

(野坂委員)

すみません。これぐらい、もしかしたらすごい鳴り物入りで、すごく市民にはすごい課ができるなというふうな感じは受けるのですが、まだ全然そういう広報とかも何にもないですよ。それだけ対応されてきて、こういう方向で行くぞというところを見せながら、まだ何にも市民は聞いてないような感じがするのですが。今後、その戦略とか、あるいは逆にいろいろな課が、相談センターに任せば、あとはいいとって終わってしまったら、総合センターがパンクする気がするのですが、そこはどう考えられますか。

(山崎室長)

誠におっしゃるとおりです。この総合センターが、いわゆる難しいケースといわれるものを一手に引き受けるということではないです。御指摘のとおりです。それをやってしまったら本当にパンクしてしまいますので。そうではなくて、やはりいろいろなところと協力をしながら支援をしていくということ。そこをコーディネートしていくところがやはり一番かなというふうに思いますので、これは支援機関だけではなくて、一般の市民の方、住民の活動をしておられる方ですとか、そういった方にも御協力をいただかないといけないというふうに思っております。そういった意味で広報というのは大変重要になってくるといえるのは御指摘のとおりでして、なかなかこれは市の都合もあるのですが、新年度予算ということでお認めをいただくというのが、今回の3月議会の中で予算をお認めていただいて本格的に進んでいくというところがございますので。これから広報については、まずは広報よなご4月号に特集として組みますけれども、といったことを皮切りに、いろいろな形で市民の皆様にはまずは知っていただくというところは仕掛けていきたいなというふうに思います。

(野坂委員)

ありがとうございました。

(尾崎会長)

ほかにありますでしょうか。小西さん、お願いします。

(小西委員)

小西と申します。この制度自体はすごくいい制度だと思って。これによって相談者が増えて、いろいろと今まで相談窓口にもたどり着けなかった方々が簡単にたどり着けて、解決される問題がどんどん増えていけばいいのかなと思うのですが、まずこの取組がうまくいくというのは、相談者が増えて解決される問題が増えるとうまくいく。何かその数値目標みたいなのが何かあるのかどうなのかというのと、どういうところが上がっていくと、この取組の成果が出ているなというふうに判断されるものなのかというところが何かあるのかというのと、それがあると何かこういろいろな施策を、改善点の洗い出しとかにもつなげやすいのかなと思うのですが、そのあたりはまず、何かおありかどうかというのをお聞きできればなと思います。

(山崎室長)

はい、ありがとうございます。どういったところを目安にというか、数値目標の話だったかと思いますが、これについては、我々としてもどれくらいの方がいらっしゃるのがいいのかということというのは、実はかなりつかみづらいところもございます。正直なところ、潜在的に相談したくても相談できないというような潜在的なニーズを持っていらっしゃる方が果たしてどれくらいいらっしゃるのかということも、なかなか正直つかみづらいところはあるのですが、ただ数字として、今説明させていただいているのは、少なくとも窓口のほうに新規の相談300件くらいは1年間、いらっしゃってほしいということは思っています。延べではないです。新規ということで、あくまでもというふうに思っています。ただ、その300件が果たして適切かどうかというのは、それはまた2年目、3年目で検証が必要になってくるのかなと思いますけれども。そういったことは今考えております。

(小西委員)

はい、ありがとうございます。すみません、もう1個いいですか。その300件だとか相談者を増やすということが、まずは大事なことだということは理解をしました。その増やすために何が必要なのか。先ほどのお話にもあったのですが、一つは、必要な人にどれだけこういう窓口があるというのが届くかということが大事だと思うのですが、その中でさっき市報にという話もありましたけども、市報を読む人と全く読まない人も多分おられて。もちろん市報を読む人を増やしていくことも一つ大事なことだと思うのですが、そもそも紙を読まない人とかに対しても、いろいろなこと考えられていると思うの

ですけれど。例えばですけれど、こういうことはどこに相談したらいいのだろうというときに、例えばお年寄りには分からないですけれども、若い方ならスマホで検索をして、米子で子育て相談とか、何らか検索をされると思うので、その検索キーワードに応じて上のほうに出てくるとか、そういったことがあると割と届きやすいのかなと思ったりですね。

あとは、一般の方が普段来られるような場所に、そういう何かこう、そこで座れるとか、広報ができるといいのかなということと、あと、そういうところに商業施設、一般のスーパーとかに、分からないですけど相談窓口みたいな、出張窓口みたいなものをつくって、一般の人がこういうこと何でも相談していいというイメージが湧くような、何かそういう体験会みたいなことを例えばしたりとか。たぶんこれができることによって、すごく敷居は下がると思うのですけど。ただとは言っても、ふれあいの里までわざわざ行こうと思ったら、それなりに課題意識を持たないと行かないと思うので。普段一般の人がふらっといくようなところにふらっと行って相談ができるような出張窓口をつくってPRとか、例えばですけど。そういったことも含めて幅広く民間企業との連携を考えていただくと、市民の方々に広く伝わるということもできるのかなというふうに思いました。以上です。

(山崎室長)

はい、ありがとうございます。大変貴重な御助言いただきまして、我々もどのようにして市民の方にこのセンターのことをお届けするのか。もしくは、例えばこんなこと相談してもいいのかなというふうに相談を躊躇される方ももしかしたらいらっしゃるかもしれませんけども、そういった方に、どうぞ御遠慮なく相談に来てくださいというようなことをどうお伝えしていくのかということは本当に課題だと思います。今言われたみたいに、いろいろなところに御協力をいただいて、お力をお借りして、そういった方に届くような取組をさせていただくですとか、もしくは、確かに市報なんかも、市報読まれない方もいらっしゃいますし、なかなか自治会に入っておられない方だと市報が届かないという方もいらっしゃると思いますので、そういった方にもお届けできるような形で、我々も今シティプロモーションの部署と組んで、そういった広報活動をどのようにしていくのかということを取り組んでいますので、そういった観点からも実のある広報というものにしていきたいと思っています。ありがとうございます。

(尾崎会長)

そのほか、ございますでしょうか。どうぞ。

(廣江委員)

今の広報の話で、ある程度意思統一をしておかないといけないと思うのですが、広報されるのはいいのですが、こういうセンターに相談に来られる方というか、そもそも相談できないです。したがらないというか、そういった背景がありますし。だから、やはり本当に地域の中に入っていきような、地域包括支援センターだとか相談員だとか地域の力だとかということ掘り起こすという言い方、表現あまり正しくはないのかもしれませんが、本当に単に何か市報でやったからオッケーだとか、何かネットでやったからオッケーだとか、そういう話ではない話で。潜っているものをどうやって見つけていって、その解決をしていくかという話になると思いますので。そういった意味では本当にチームワークというか、組織の力というか、職員の力というか、それをしっかりサポートできるような体制を取っていくということがたぶん一番大事なことだと思います。以上です。

(山崎室長)

はい、ありがとうございます。地域の中で相談したくても、手を挙げたくても挙げられない方もいらっしゃいます。ですので、例えば、地域で活動しておられる方ですとか、包括支援センターも含めてですけども、そういった方が日頃から連携を取りながら、そういった声を拾っていくということ。まず、そこがかなり重要になってくるかなというふうに思います。はい、ありがとうございます。

(尾崎会長)

ほかにありますか。どうぞ。

(京委員)

京と申します。よろしくお願いたします。何点かお聞きしたいのですが。なかなか面白い試みだなと思う一方で、先ほどのケースが多くてパンクしてしまうような話も十分に考えられるなということも思いますが、その支援会議とか重層的支援会議というのが先ほど名前が出てきたのですが、これの構成メンバーと、会議の開催頻度というのはだいたいどれくらいの割合で開催しようということ考えているのかということをお教えいただけますか。

(山崎室長)

はい、ありがとうございます。先ほどの会議のお話です。会議は、頻度としては定例の会議月1回。これは毎月必ず行います。それ以外に、もちろんその定例の会議にケースが乗せればそこでやるのですけれども、随時相談が入ってきますので、そこで随時開く会議というものも想定をしております。

そのほかに参加してくださるメンバーにつきましては、定例の会議についてはコアメンバーというものを今は考えております。このコアメンバーというのは米子市の場合ですと、福祉系の部署の職員並びに社会福祉協議会さんのほうで生活困窮の相談を受けていただいていますので、その米子市社会福祉協議会さんの職員をコアメンバーとして毎回参加していただいて、そのほかケースに応じて、必要に応じて参加者をお願いするというのを考えております。

(京委員)

ありがとうございます。そうするとたぶん相談の内容によっては緊急性を要するようなケースというのも含まれてくると思うのですが、今のコアメンバーの会議とか、重層的支援会議、支援会議月1回というのとかであると、その緊急性のあるケースとかには即座に対応することが難しいのではないかなという事は思うのですけれども、ここはいかがでしょうか。

(山崎室長)

そうすると、その重層会議とかそういう形式ばったものではなくて、随時のケース会議になると思うのです。担当者を緊急招集して、それはもちろん関係者同士である程度事前から、こういった場合は集めるということはもちろん意思統一しておくのですけれども、緊急的に集めるということになるかと思えます。

(京委員)

そうなったときにはたぶん先ほどの事例とかだと市の関係機関の名前が挙がっていたわけですが、県のほうの例えば児童相談所であったりとか、女性相談センターであったりとか、そういう県の機関も巻き込んでというか協力もいただきながら、そうした支援というのを検討していく必要があるのかなというふうには思うのですが、現時点での県の相談機関等との連携の状況等について、もし進んでいるようでしたら教えていただけますか。

(山崎室長)

はい、ありがとうございます。具体的なケースでの連携というのは今のところはないのですけれども、例えば、ひきこもりの相談支援センターですとかそういういったところとは情報共有ですとか、米子市の取組について御協力いただけるようお願いをしております。児相さんとは直接今絡みはないのですけれども、そことも当然、今後連携を図っていくということになろうかと思えます。

(京委員)

これも4月から動くところですので、少し早い段階でそうした県の機関との協力を仰ぐように、説明等もしておいていただけたらいいかなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

(尾崎会長)

どうぞ。

(角南委員)

今の京先生の御発言に少し関連するようではございますけれども、児童に対する要保護児童対策地域協議会というのが存在すると思うのですけれども、その児童が、先ほどおっしゃったように19歳以降になった場合、連携などは今どのように想定なさっていらっしゃるのでしょうか、というところが1点と、もう1点が、人材育成というところを最後おっしゃったと思うのですけれども、先ほどの事例に関しまして、心理士の立場からなのではございますけれども、「分からない、今後のことが」というのは、本当にもっともだなと思ひまして。と申しますのも、やはり人は安全安心の上に、その後に信頼関係があって、それから意欲とか学習とか自己実現とか、いろいろな要素が上乘せされていくと思うのですけれども、多方面から関わっていろいろなサポートを受ける一方で、情報のみではなくて信頼関係というのをどこで築くかということも含めまして、そのような専門的な育成というのを今後どのように考えていらっしゃるかということも少し御教示いただければと思ひます。

(山崎室長)

はい、ありがとうございます。まず、要対協です。要保護児童対策地域協議会のおっしゃるとおり、18歳までです。基本的にはです。ですけれども、そこを、これ生活保護も似ているのですけれども、その期間はそこが対応できる

けども、それが終わってしまったあとのフォローについては、子どもの部署とも話はさせていただいているのですけれども、すぐ手を放すわけではないのですけれども、子どもの部署が、ある程度その18歳、19歳に近づくとところから一緒に動きながら、どこかの時点では総合センターのほうに移していくといえますか、そういったことは必要になってくるのかなというふうに思っています。少し生活保護に触れたのは、生活保護も今までですと生活保護が切れてしまったら、ケースワーカーが関われない。そうではなくて、やはり生活保護は切れたとしても引き続き心配な方というのはいらっしゃるわけで。そういった方への支援を途切れないようにするために、総合センターというのは制度にかかわらず関わっていくということが出来ますので、そこにしっかり繋げていくということは考えておりますし、担当者とも話をしているところです。

あと、もう1点が人材育成の話をしていただきまして、先ほどのケースでいうと、確かに当事者の方とどういうふうに信頼関係を結んで、要は信頼関係がないとたぶん心の中を打ち明けてくれないとか、本当の悩みを相談してくれないということになるかと思えます。つまりは信頼関係をもとにしてどういうふうに継続的に関わっていくのか、誰が関わっていくのかということになるかと思えます。今回のケースは、なかなかそれがうまくいったかどうかというのは定かではないのですけれども、チームで関わっていくときには、場合によってはこのケースにはこの方と一番信頼関係が結べているから、この方がまず伴走していきましょと。その伴走していく方を回りがサポートしていきましょというような支援の組立ても当然あると思っています。そういった、本人に寄り添った、いわゆる伴走をしたような継続的な支援を行っていくように、それを目指した人材育成というのがあるのですけれども、今は例えば対人援助の研修といいますか、本人に寄り添ってお話をお伺いするというような、もちろん初歩的なところではあるのですけれども、心理士の先生のほうに御協力をいただきながら、本人に寄り添った聞き取りですとか、お話の仕方ですとか、そういったことができる能力を育てるための研修というのを。これは米子市の場合ですと、市の福祉保健部の職員は全職員に受けさせています。本当は全庁の全部の職員に広げたいのですけれども、これから徐々に広げていきたいと思っていますけれども。そういった取組をしているところです。

(角南委員)

ありがとうございます。心に傷を負っていたりという方も多数いらっしゃると思いますので、本当にそのあたりが充実されていかれることで継続されたり、あるいは、そうですね、体験の中で周りの方とつながることで、すごく助けられたということで、そのようなよい体験がつながることで支援を含めて件数がどんどん伸びていくというのは、すごく一つの方向かなと思いました。ありがとうございます。

(尾崎会長)

そのほかありますでしょうか。どうぞ。

(佐藤委員)

島大の佐藤です。重層支援体制整備事業はたぶんほかの自治体の例を見ても、今すごくしんどい状況の人たちが、今まで相談につながっていなかった人たちが、相談につながるという意味ですごく重要な位置付けだと思うのですが、米子市さんその中で、地域福祉計画の中にあるような体制を実現していこうとされていて、少し見通しについて教えていただきたいなと思ったのですが、地域福祉計画の中では、やはり最終的にはエリアごとの総合相談の窓口が必要だというふうに言われているのですが、最初は、ふれあいの里の中央のところでセンターをまず開設するというふうに言われているのですが、この2か所目、3か所目、4か所目となっていくまでの間というのは、しばらくはこのふれあいの里の中央のほうで総合相談の窓口を強化して、市内全部を見ていくという形になるのか、もうその後のことを見据えてですね、例えば2か所目、3か所目の包括のほうに総合相談の役割を持たせていくような、何かそういう形にするのか。これから先どういうふうに整備されていくのかなというのがお聞きしたいなと思ったところです。お願いします。

(山崎室長)

総合センターの今後の見通しの話だったと思います。先ほど少し資料の中で、令和7年度には二つ目を開設したいというお話をさせていただいて、その後、徐々に広げていくのですが、要は完成するまでの間、次ができるまでの間につきましては、基本的には、正直に申し上げまして、次がどこというのはまだ決っていません。どこのところに整備をするかというところですので、当面はその一つ目のセンターが米子市全体をカバーしていくということになります。もちろん全域をカバーしていくのですが、既存の支援機関さん

のほうにはもちろん連携なり協力をお願いをして、必要に応じて共に動いていくということに、これはお願いしていかないといけないというふうに思います。

(佐藤委員)

すみません。ありがとうございます。よく分かりました。

(尾崎会長)

ほかにございませんか。どうぞ野坂先生、お願いします。

(野坂委員)

度々すみません。ふれあいの里にできる今度の今の22名体制の課の件ですけど、現在ふれあいの里に、あの地区を統括する包括支援センターがあるので、そこは今何人体制ですか。

(山崎室長)

現在は、ふれあいの里地域包括支援センター17名の方がいらっしゃいます。

(野坂委員)

その方が全部ここに出向と書いてある分ですか。

(山崎室長)

そうです。出向に来ていただくのは18名です。ですので、社会福祉協議会さんのほうで新たに1人雇用されて18名にさせていただいて、その18名の方が全員です。

(野坂委員)

分かりました。そうするとセンター長とか、何とか相談員1名、あと支援相談員が2名という4名増えるぐらいですね。

(山崎室長)

はい。あとの4名は米子市が直接雇用している職員になります。

(野坂委員)

ですね。保健師さんがいらっしゃらないのは何でですか。この中に保健師がいらっしゃいませんよね。

(山崎室長)

はい。

(野坂委員)

何ですか。

(山崎室長)

保健師については、まず、地区担当の保健師というのが、健康対策課に配属をされている保健師がおります。そこをそのセンターの中に持ってくるということではなくて、引き続き地区担当の保健師と連携を図りながらやっていくということを今は想定をしております。

(野坂委員)

地域包括支援センターには、各7か所ある中に必ず保健師さん1人いらっしゃるのではなかったですか。

(山崎室長)

その包括の中の保健師さんということではなくて。

(野坂委員)

はい、そうです。

(山崎室長)

包括さんの中には保健師さんいらっしゃるのですけれども、包括支援センターとして必置ですので、保健師さんが。

(野坂委員)

それは、この今回できる中に、ふれあいの里の地域包括支援センターの業務をしつつ、この総合支援センター22名になる。では、保健師さんの立ち位置はこの中にはどこにあるのですか。その、いらっしゃる保健師さんは。

(山崎室長)

保健師さんについては、今実際に包括支援センターの中にいらっしゃる保健師さんについては、引き続き包括支援センターの業務はもちろんやっていただくのですけれども、総合相談支援センターの職員にもなりますので、そこには当然高齢者の相談だけではなくてそのほかの相談も入ってきますので。そういった場合には、そういった保健師さんも必要に応じてその支援に入っていた

だくということになろうかと思えます。

(野坂委員)

では、もう一つ別の話をします。ふれあいの里の包括支援センターの現在の予算と今度できる総合のセンターの予算でいって、どれくらい増額になるのですか、年間で。

(山崎室長)

今だいたい包括支援センターさんに今委託を出しておりますので、委託の金額が、今手元に資料がないですけども、だいたいで4,600万ぐらいだと思います。これは委託の金額です。これが直営になると、単純にこれ市の職員とかも含めてですけども、市の職員の人件費等も含めると1億を少し出るぐらいの金額になります。単純に予算だけを言うと。ただ、その中に、ここの重層事業に取り組むにあたって、国から交付金等が新たに入ってくるものもありますし、あとは、この中には地域包括支援センターの業務を行うにあたって介護予防プランというものをつくっていきますので、そのプランをつくる報酬も入ってきますので、市の持ち出しとしてはそこまで何千万も増えるということではございません。

(野坂委員)

いや、市の持ち出しが多くなる少なくなるという話ではなくて、その4,000万で動いていた、そのふれあいの里の地域包括の部分でそれなりに業務をして、介護報酬普段よりいくらか入ってくる。それは差引置きといて、4,000万が1億になると、7,000万の予算がつきますよね、結局は。この7,000万の予算を、では、どのように具体的にこのセンターの中で使っていくのか。今の話を聞くと、現在のふれあいの里地域包括支援センター業務で4,000万使って、あと介護予防のケアプランをつくって、いくらかつくって、プラスそのセンター長、あと相談員の人2名、何とか1名。4名プラスの中で、あの4,000万から1億と4,000万いったら、6,000万の事業をどのように、具体的に。人は変わってないのにお金だけ出て、どうされるのかなというのイメージがつかめないのですけれど。

(山崎室長)

事業費の内訳はですね、ほぼ人件費です。かなりの部分が人件費です。社協

さんから出向で来ていただく職員さん、先ほど18名と言いましたけども。18名の方の person fee plus 米子市の職員4人分ですね。4人分の person fee。これでかなりの部分を占めるということになります。あと、そのほかとしては委託料というのがあります。委託料というのは、ひきこもりの方ですとか、なかなか支援が届いていない方に対して訪問支援を行っていくという業務を、一部委託に出す業務があるのですけども、そういった業務の委託料がいくらかあるのですけれども。ただ、ほぼ person fee になろうかと思えます。

(野坂委員)

例えば、そのひきこもりの件を例にとると、ひきこもりの事案があった、でも、この部分の担当に委託をする。この包括の、いわゆる包括というか、ふれあいの里、この新しい事業、センターの方は、ただコーディネートをして、そういうふうに記録をして、あと会議つくって勉強をするというのに使われるだけです。実際の動きとして。そうすると。

(山崎室長)

例えばひきこもりの方を例にすると、ひきこもり、ひきこもっていらっしゃるという一つのその方の問題もあるのですけれども、その方だけでなくおそらく家族、世帯がいろいろな問題を抱えていらっしゃるケースというのがたぶんかなりあると思えます。そういったときには、先ほどの重層事業の話でもあったのですけれども、そういったいろいろな課題を抱えていらっしゃる世帯の支援というのは、一委託事業者だけで解決できるとかそういったものではなくて、そのアウトリーチ事業者というのも一つのチームの一員として捉えて、それ以外にも必要に応じて、それがどういった役職が必要なのかというのはケースバイケースですけれども、その委託事業者とともにチームでその世帯を支えていくということになろうかと思えます。

(野坂委員)

では、今現在ひきこもりの方がいて、このふれあいの里センターができていない現状で、ひきこもりに対して対応をしているのは、どこがされているのですか。ここのふれあいの里の地域包括ですか。それ以外のところの担当課ですか。

(山崎室長)

今は米子市の場合だと、障がい者支援課が窓口になっています。ひきこもりの相談窓口です。

(野坂委員)

その障がい者支援課は、今後どうなるのですか。ここには入ってきませんよね。センターで対応するひきこもりはひきこもりだけれども、それで、そこだけで解決できないケースだけをこちらで取るというふうにイメージすればいいですか。

(山崎室長)

ひきこもりのことというと、ひきこもりの相談の窓口というのは総合センターの方に障がい者支援課から移します。なので、一時的な相談窓口は総合相談支援センターになります。障がい者支援課との関係につきましては、例えば今既に障がい者支援課が関わっていらっしゃる方も何人かいらっしゃるのですね、ひきこもりの状態の方。そういった方は総合センターのほうに、担当替わりましたからセンターに引き継ぎますということではなくて、ある程度そこで信頼関係もできていますので、既存の方については引き続き障がい者支援課さんのほうで関わっていただいで、必要に応じて総合センターのほうでバックアップしていくという関わり方になろうかと思えます。

あともう1点が、ひきこもりの状態にある方というのは、おそらくかなりの場合でですね、何らかの精神的疾患を抱えていらっしゃるというケースというのがあろうかと思えます。そういった場合には障がい者支援課のお力をお借りするというか、一緒に動いていくと。保健師も含めてです。そういったことは当然あると思えます。

(野坂委員)

はい、分かりました。

(尾崎会長)

ありがとうございます。それでは、時間もございますので、さらにいろいろな質問とか御意見がありましたら、また事務局に届けていただきたいと思えます。それも踏まえてですね、皆様から頂いた意見を反映させるということで、この重層的支援体制整備事業については、今いろいろ御審議していただいた内容で承諾していただけますでしょうか。そうしましたら、皆さんうなずいてい

ただけましたので、その意見を踏まえながら進めていただきたいと思います。ただ、私も米子市の産業医をしていて感じていることとして、こども総本部も必ずしもうまくいっているわけではなくて、一部の職員の過重労働、長時間労働が非常に目立っておりますのと、この境界領域のなすりつけ合いというのも起こっていると聞いておりますので、ぜひ評価、反省しながら、柔軟に修正しながらやっていただきたいと思います。

5 議題2 「米子市成年後見制度利用支援計画」の進捗状況について

(尾崎会長)

そうしましたら、二つ目の議題に入らせていただきます。議題2の米子市成年後見制度利用支援計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

(末次主任)

画面を共有させていただきます。米子市福祉政策課の末次と申します。では私のほうから、二つ目の議題の令和3年度における米子市成年後見制度利用支援計画の進捗について説明をさせていただきますと思います。今、私が福祉政策課のほうで成年後見制度の中核機関の職員として、計画に沿って業務を行っておりまして、支援計画がいろいろと項目があるのですけれども、共有させていただいている資料のとおりですね、相談支援というところに今年度は注力をして活動をして参りました。その内容を報告させていただきますと共に、来年度の取組の予定を御説明させていただこうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

資料に沿って説明させていただきます。まず、この社会福祉審議会を経まして、米子市成年後見制度利用支援計画が令和3年3月に策定をしまして、今年度を初年度として取組をして参りました。その内容としましては、特に相談支援というところに特化して活動して参りました。

まず、一つ目に中核機関設置というものを挙げさせていただいております。この中核機関は、成年後見制度の中心的な存在として位置しているものでございまして、これを福祉政策課内に設置をさせていただきました。主な活動内容としましては、1次相談窓口として相談受付を行うとともに、相談ケースの福祉的なアセスメント及び支援の方向性の決定などを行いました。また、支援計画の中にも記載してありますとおり、意思決定支援という観点でアセスメント

を行うのが非常に重要でございまして、そのことを念頭に支援を行って参りました。

次に、中核機関が活動するにあたりまして、特に成年後見制度等を対応しておりますと、一つの分野だけでは解決しないような、多分野に、他課にも渡るようなケースが非常に多くございました。その中には、どこの課がリーダーシップをとってやるのかというのがなかなか定まっていなかったところもございましたので、各課の横断的な連携を強化するためにチーム会議という協議体を新たに設置させていただきました。こちらのチーム会議というのは、中核機関、福祉政策課のほうが事務局となりまして、相談のあったケースの対応方針の決定をしたり、福祉保健部各課の役割調整などを実施するために設置いたしましたものでございまして、結果としまして、会議に召集をかけやすくなったという表現にさせていただくのですけれども、各課との連携がスムーズに取れまして、従来よりも早いスピードで支援の決定を行うとともに、あと、この成年後見制度は成年後見制度を申し立てたから終わりというわけではなくて、その方の生活というのはずっと続いていくわけでございますので、そこに関しまして各課での役割調整であったりというのを確認することができたような形でございます。

次に進ませていただきます。先ほど、中核機関の設置で、一次相談窓口として相談を受け付けしたということでございますけれども、具体的な対応件数及びケースの中で首長申立てによる申立てに至った件数について記載をさせていただいております。件数はこちら35件というふうに書かせていただいているのですけれども、これは相談件総数ではなくて、ケース数でございます。その中には1ケースでチーム会議を複数回、10回に近い形を行ったケースもございまして、相談対応という枠組み、どういう枠組みにしたらいいか分からないのですが、例えばチーム会議とか本人面談と合わせまして、100件近い支援、相談対応を行っているような状況でございます。

では次に、令和4年度の取組予定について説明をさせていただきます。まず3点、これ以外にも一応進めていくのですけれども、主に3点を注力して進めていきたいと思っております。

まず一つ目が、中核機関、今年度実施しました一次相談対応を来年度も継続をいたしまして、意思決定支援及び福祉的アセスメントを分野横断的に進めて行くように予定しております。

次に、成年後見制度の受任候補者を調整し推薦する機能の強化を検討というところを書かせていただいております。成年後見制度を検討するにあたりまして、受任者、後見人・補佐人・補助人として受け持ってください方というのは非常に重要なのですけれども、この方を例えばいろいろなところで、協議検討させていただきまして、より本人に、寄り添った後見人さんを推薦できるような機能を強化しようと検討しております。

最後に、三つ目ですけれども、成年後見制度を適切に理解し、中核機関への相談につながるように相談事業所を中心にして周知活動を実施するというものでございます。まず、この成年後見制度につきましては、首長、市長が、申立てを行う首長申立てのほかにも、親族が行える、いわゆる親族申立てというのがあるのですけれども、首長申立てにつきましては、必ず市役所が申し立てを行いますので、いただいた時点で、いろいろな情報収集、情報共有を行いつつ、アセスメントを実施できるのですけれども、例えば、親族さんが自分で申立てをする場合には、例えば、福祉アセスメントが行われずに申立てをするケース等もございます。ですので、まず中核機関という存在を、特に支援中心に関わっていただくケアマネージャーさんとかに、きちんと中核機関の存在を周知を行いつつ、中核機関へ相談がつながって成年後見制度の必要に際しましては、福祉的アセスメントが行えるように周知活動を行っていかうと思っております。駆け足の説明になりましたけれども、事務局からの説明は以上となります。

(尾崎会長)

ありがとうございます。今の説明について、皆様からの質問、御意見ございますでしょうか。これは、制度ができて相談とか利用事例が増えているということでした。

(京委員)

京です。確認なのですが、少し前の議題に戻ってしまうのかもしれないですけれども、ここでいう中核機関というのは、今度の4月以降は総合相談支援センターのほうの機能へと移っていくというふうな理解でよろしいのでしょうか。それとも、それとは別に、先ほど資料のほうでは、そういうふうに書かれていたのでお聞きする次第なのですけれども、それともまた別で、ここでいう中核機関は福祉政策課として動いていくという理解、どちらが、今の説明だとセンターの話が出てこなかったもので、確認させてください。

(末次主任)

大変失礼いたしました。先ほど、山崎より説明させていただきましたとおり、センターの中にある中核機関と今説明をさせていただいた中核機関は同義でございます。ですので、この今、来年度の予定として中核機関として取り組むことにつきましては、総合相談支援センターのほうで取り組むような形になるということでございます。

(京委員)

ありがとうございます。そうすると、いろいろと相談されに来られる方が、年度によって、出かける場所が違うことになってしまうということも危惧されますので、きちっとその辺り、やはり広報の関係かもしれないですけども、周知のほうしていただきますようお願いいたします。以上です。

(末次主任)

分かりました。承りました。

(尾崎会長)

ほかに御意見ございますでしょうか。そうしましたら、まだお気づきの点がございましたら、また事務局のほうにお届けください。そうしましたら、米子市の成年後見制度利用支援計画の進捗状況は、御審議していただいた内容で承諾いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、皆様の意見を踏まえて、予定どおりさらによい進め方をさせていただきたいと思います。

6 その他

(尾崎会長)

今日はこの2点の議題でしたが、そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。それから、事務局のほうから何かございますでしょうか。

(大橋部長)

すみません。皆さんこんばんは。米子市の福祉保健部長の大橋でございます。今日は、私たちが計画しています総合支援センターと、それから成年後見制度の利用促進計画に沿った私たちの取組について御審議いただきまして、本当にありがとうございました。思い起こせばですね、平成29年に社会福祉審議会を再構築いたしまして、足掛け5年に渡って皆さん方にはいろいろな意見を頂

いて、担当部長としては本当によい計画や制度ができたのではないかというふうに、内心自負をしているところでございます。私たちがやろうとしていたのは、「生きづらさ」というのがキーワードになる社会にあって、本当に人々が助け合って生きていける社会をつくれぬものだろうか。そして、その最前線に私たち公務員が参加できないものだろうか、というふうに考えてつくって参ったものであります。皆さん方、意見もありました。本当に相談センターに行けない人たちはどうするのだ、というような声もありましたが、相談センターをつくって、さらに地域の中に困った人を発見する早期警戒網も地域づくりの中で用意をしていきながら、私たち米子市民が本当に、その何というのですか、柔らかさの中で生きるに値する人生を生きていく、そういう社会をつくろうと思っています。私事で大変申し訳ないのですけれども、実は3月末をもって、私は退任することになりました。個人的な理由があって退任することになりましたけれども、引き続きこの社会福祉審議会を通しまして、米子市の福祉政策が1歩2歩と前進し、米子15万市民が幸せの中で生きていけるように、お力添えをお願いをしたいと思います。今日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。今後どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(尾崎会長)

ありがとうございました。それでは、本日の委員会はこれをもちまして終了したいと思います。委員の皆様には大変お忙しいところ、しかも遅くまで、積極的な御意見をいただき、ありがとうございました。これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(石谷主任)

本日はありがとうございました。以上になりますので、順次ズームから御退出いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。